

犯罪被害者等のための相談窓口

千葉県警察の相談窓口

千葉県警察本部相談サポートコーナー

犯罪などの被害に関すること、警察全般の活動に関する相談を行っています。
TEL 043-227-9110 または #9110 (平日8:30~17:15)
最寄りの警察署でも相談を受け付けています。(24時間365日)

犯罪被害者支援のための相談窓口

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

事件・事故にあわれた被害者・ご遺族・ご家族の方の電話相談・カウンセリング及び
病院・警察署・検察庁・裁判所・行政などへの付添い支援を無料で行っています。
TEL 043-225-5450 (平日10:00~16:00)

性犯罪・性暴力被害者支援のための相談窓口

千葉県警察本部 性犯罪110番

TEL 0120-01-8103 または #8103 (24時間365日)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力被害者の方が安心して相談できるきめ細やかな支援(電話相談、
面接相談、付添い支援など)を提供します。

NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと

TEL 043-251-8500 (平日9:00~21:00、土曜9:00~17:00)

※ 緊急支援は24時間365日対応

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

TEL 043-222-9977 (平日10:00~16:00) または #8891

千葉県環境生活部くらし安全推進課

TEL 043-223-2333 FAX 043-221-2969

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県犯罪被害者等支援条例

検索

千葉県犯罪被害者等支援条例



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

この条例は、生命や財産、心身などに大きな被害を受けた犯罪被害者やそのご家族の皆さん(犯罪被害者等)が、再び平穏な生活を送れるよう支援するとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民の皆さんの誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

この条例の基本理念

犯罪被害者等への支援は、次の事項についての共通の理解のもとに、社会全体で推進されなければならないとしています。(第3条)

- 1 犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること
- 2 犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること
- 3 必要な支援が途切れることなく継続して行われること

犯罪の被害にあうと

生命・身体・財産への直接的な被害



精神的なショック、身体の不調
警察による捜査への協力、裁判への参加
加害者やその関係者から再び被害を受けるおそれや不安(再被害)
偏見、理解や配慮に欠けた発言、平穏な生活の侵害*
経済的な困窮(医療費の負担、失職、転職)



*偏見に基づく又は理解・配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害を、この条例では「二次的被害」と位置づけ、その防止に努めることとしています。(第2条、第13条)

身近な人が犯罪の被害にあったときは(第5条～第7条)

県民、事業者の皆さんへ

犯罪被害者等に二次的被害が生じないための配慮や、国や県、市町村が実施する施策にご協力をお願いします。

さらに、事業者の皆さんには、犯罪被害者等である従業員の就労、勤務上の配慮(裁判や通院のための休暇等)や必要な支援をお願いします。

民間支援団体の皆さんへ

専門的な知識・経験を活かして、犯罪被害者等への支援を推進し、国や県、市町村が実施する施策にご協力をお願いします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

県の推進体制について(第4条、第8条～第12条)

- 国、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等への支援施策を実施します。
- 県民の皆さんや有識者から意見を聴き、支援に関する具体的な計画を策定します。
- 国、市町村、民間支援団体等と連携し、相互に協力して支援を推進するための総合的な体制を整備します。
- 市町村や民間支援団体に対する支援、犯罪被害者等への支援に従事する人材の育成を行います。



県が実施する施策等について(第13条～第21条)

- 犯罪被害者等の安全を確保します。
- 犯罪被害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行います。
- 犯罪被害者等が平穏な日常生活を安心して送れるよう支援します。
- 従前の住居で暮らすことが困難な場合の居住の安定を図ります。
- 事業者の皆さんの理解を深めるための啓発、就労支援を行います。
- 経済的な助成に関する情報の提供や助言を行います。
- 犯罪被害の損害賠償請求に関し、情報の提供や助言を行います。
- 犯罪被害から回復できるよう、心身の状況等に応じた保健医療サービスや福祉サービスを提供します。
- 県民の皆さんの理解を深め、二次的被害や犯罪被害者等の孤立を防ぐための広報・啓発等を行います。

